平成２４年（フ）第１３２０２号
東京都港区赤坂８丁目６番27―301号
破産者　株式会社キレイラ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２０３号
沖縄県浦添市字港川330－５　２Ｆ、開始決定時の住所沖縄県浦添市牧港４－２－11　Ｌｕｎｄａ－M402
破産者　大瀬　博司
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５１１号
東京都台東区元浅草１丁目15―２　浅草荘
破産者　白鳥　尚男
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６９６号
東京都八王子市大和田町４丁目18―11　市営住宅大和田台団地３－306
破産者　渡辺　信夫
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７１６号
東京都足立区西保木間３丁目16―18―204
破産者　荷軽井さえ子（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７８３号
東京都墨田区墨田４丁目62―６
破産者　清水　良一
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７８７号
東京都墨田区墨田３丁目12―５
破産者　荒崎　義則
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８４９号
千葉県市川市国府台４丁目４－９　ハイツクレインＢ―101
破産者　坂東　拓実
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８５１号
埼玉県熊谷市小曽根682―４
破産者　山田　敏也
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８５２号
東京都府中市宮西町５丁目11―１―201
破産者　山本　育史
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８５３号
東京都足立区梅島３丁目３―24―512
破産者　荒川　　修
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８５４号
東京都足立区梅島３丁目３―24―512
破産者　荒川美都子（旧姓花木）
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８５８号
埼玉県新座市野火止８－９―10　宮澤元方、住民票上の住所埼玉県富士見市鶴馬３丁目13―３
破産者　坂根　敏夫
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８５９号
東京都多摩市和田1437―１―203
破産者　小原　浩一
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８６０号
東京都国分寺市本多５丁目６―10
破産者　長峯　裕司
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８６９号
東京都大田区鵜の木２丁目20―９―106
破産者　鈴木ルーズこと　スズキ　ルーズ　バレラ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８８２号
埼玉県戸田市下前１丁目２－８―202
破産者　白坂住設工業こと　白坂　佳久
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８９１号
神奈川県川崎市高津区末長429―５　大綱建設梶ヶ谷宿舎内
破産者　佐藤　　寿
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９１１号
神奈川県横須賀市若松町３丁目５―702
破産者　羽田　奈美
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９４３号
千葉県我孫子市船戸１丁目３―14
破産者　山崎　進子
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９６９号
東京都世田谷区等々力３丁目３－６―301、開始決定時の住所東京都世田谷区大蔵６丁目７―26　大蔵荘
破産者　岡本　明人
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２９号
札幌市北区新琴似６条12丁目４番７号　リバティハウス102号
破産者　青木　誠広
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部